

事務総局会議（第17回）議事録

日時 令和4年6月7日（火）午前10時00分～午前10時20分

場所 総局会議室

出席者 中村事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、手嶋家庭局長、板津秘書課長兼広報課長、染谷審議官兼情報政策課長、後藤審議官

議事 民事事件担当裁判官等事務打合せの開催について
門田民事局長説明（資料）

結果 ◎了承

秘書課長 板津正道

事務総局会議資料
(6月7日開催)

(資料)

(令和4. 6. 7 民二印)

民事事件担当裁判官等事務打合せの開催について

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 令和4年9月7日（水） 午後1時30分から午後5時まで
- 3 開催方法 ウェブ会議の方法により、最高裁判所と各出席者の所属する裁判所の属する地にある裁判所を相互に接続して開催する。
- 4 協議事項
 - (1) 新たな秘匿制度の運用に関し考慮すべき事項
 - (2) 法定審理期間訴訟手続の運用に向けて検討すべき事項
 - (3) その他民事訴訟法の改正に関し考慮すべき事項
- 5 出席者
 - (1) 各地方裁判所の民事事件を担当する部総括裁判官及び右陪席裁判官 各1名
 - (2) 各地方裁判所の民事首席書記官及び次席書記官又は主任書記官 各1名
 - (3) 各高等裁判所の民事事件を担当する裁判官及び民事首席書記官 各1名

事務総局会議（第18回）議事録

日時 令和4年6月14日（火）午前10時00分～午前10時25分

場所 総局会議室

出席者 中村事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、手嶋家庭局長、板津秘書課長兼広報課長、染谷審議官兼情報政策課長、後藤審議官

- 議事
- 1 新裁判官の配置等について
小野寺総務局長説明（資料第1）
 - 2 管財人等協議会の開催について
門田民事局長説明（資料第2）
 - 3 令和4年度簡易裁判所刑事事件担当裁判官協議会の開催について
吉崎刑事局長説明（資料第3）
 - 4 檢察審査会事務局長研究会の開催について
吉崎刑事局長説明（資料第4）

結果

- ◎ 裁判官会議付議 1
- ◎ 了承 2、3、4

秘書課長 板津正通

(R 4. 6. 14)

配布資料目録

- 1 裁判官の配置（令和4年6月23日以降発令分）
- 2 裁判官の配置（令和4年7月3日以降発令分）

裁判官の配置

(下線部分 変更箇所)

第一小法廷

裁判官	山 口 厚
裁判官	深 山 也
裁判官	安 浪 介
裁判官	岡 晶 正
裁判官	堺 徹

第二小法廷

<u>裁判官</u>	戸 倉 三 郎
裁判官	菅 野 博 之
裁判官	三 浦 守
裁判官	草 野 耕 一
裁判官	岡 村 和 美

第三小法廷

裁判官	宇 賀 克 也
裁判官	林 道 晴
裁判官	長 嶺 安 政
裁判官	渡 邊 恵 理 子
裁判官	今 崎 幸 彦

裁判官の配置

(下線部分 変更箇所)

第一小法廷

裁判官	山	口	厚
裁判官	深	山	也
裁判官	安	浪	介
裁判官	岡		晶
裁判官	堺		徹

第二小法廷

裁判官	戸	倉	三	郎
裁判官	三	浦		守
裁判官	草	野	耕	一
裁判官	岡	村	和	美
裁判官	尾	島		明

第三小法廷

裁判官	宇	賀	克	也
裁判官	林		道	晴
裁判官	長	嶺	安	政
裁判官	渡	邊	惠	子
裁判官	今	崎	理	彦

(令和4. 6. 14 民三印)

管財人等協議会の開催について

- | | |
|--------------|-------------------------------------------------------|
| 1 主催 | 各地方裁判所 |
| 2 期日 | 令和4年9月から令和5年3月までの間の1日 |
| 3 場所 | 各地方裁判所 |
| 4 協議事項 | 倒産事件の管財事務等の処理に関し考慮すべき事項 |
| 5 協議員 | 破産事件の破産管財人、民事再生事件の監督委員、管財人及び個人再生委員並びに会社更生事件の管財人等の各候補者 |
| 各地方裁判所の定める人数 | |
| 6 参列員 | 各地方裁判所の倒産事件担当の裁判官及び裁判所書記官 |
| 各地方裁判所の定める人数 | |

(令和4. 6. 14 刑一印)

簡易裁判所刑事事件担当裁判官協議会の開催について

- 1 期 日 令和4年11月から12月中の半日
- 2 開催形態 次の各高等裁判所ブロックによる連合開催
 - ①東京・高松、②大阪・札幌、③名古屋・福岡、④広島・仙台
- 3 開催場所 ①東京、②大阪、③名古屋、④広島の各高等裁判所
- 4 協議事項
 - (1) 勾留・保釈の運用に関し考慮すべき事項
 - (2) 簡裁刑事手続の適正確保等に関し考慮すべき事項
 - (3) 刑事事件処理における地裁、事務局等との連携・相談に関し考慮すべき事項
- 5 司会 開催地の地方裁判所の刑事担当裁判官（部総括裁判官） 1人
- 6 協議員
 - (1) 次のアないしウの刑事事件担当の簡易裁判所判事
 - ア 東京、大阪、名古屋、福岡の各地裁管内 5人（うち3人は、原則として本庁併置簡裁の裁判官とする。）
 - イ 横浜、さいたま、千葉、神戸、札幌の各地裁管内 3人（うち2人は、原則として本庁併置簡裁の裁判官とする。）
 - ウ 上記以外の各地裁管内 2人（うち1人は、原則として本庁併置簡裁の裁判官とする。）ただし、簡易裁判所判事の人数が10人未満の地裁管内については、1人も可とする。
 - (2) 各高裁所在地の地方裁判所の刑事担当裁判官（部総括裁判官又はそれに準ずる裁判官） 1人
- 7 オブザーバー 開催地の地方裁判所の刑事担当裁判官 1人
- 8 参考事項 上記6及び7に加え、各庁の実情に応じて協議員及びオブザーバーを選定して差し支えない。ただし、オブザーバーについては、高裁所在地以外の地方裁判所の刑事担当裁判官も可とする。

検察審査会事務局長研究会の開催について

- 1 主催 次による共催
- (1) 東京、高松各高等裁判所
 - (2) 大阪、仙台各高等裁判所
 - (3) 名古屋、広島各高等裁判所
 - (4) 福岡、札幌各高等裁判所
- 2 期日 令和4年9月15日から10月31日までの間の1日
- 3 開催場所 1の(1)については、東京高等裁判所
1の(2)については、大阪高等裁判所
1の(3)については、名古屋高等裁判所
1の(4)については、福岡高等裁判所
- 4 研究事項 (1) 事件の審査や審査会議運営のための補助事務に関し考慮すべき事項
(2) 検察審査会行政事務に関し考慮すべき事項
- 5 研究員 地方裁判所本庁所在地にある検察審査会（ただし、東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、広島及び福岡にあっては第一検察審査会）の検察審査会事務局長とする。
- 6 司会者 開催場所の所在地にある第一検察審査会の検察審査会事務局長（なお、他の高裁所在地にある検察審査会の検察審査会事務局長と適宜分担して行うことは差し支えない。）